

破損した太陽光パネルの危険性等について国民に十分な周知を行うことを求める意見書

太陽光発電は、温室効果ガスの排出量が少ないことから環境に配慮した発電方法として注目されており、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（ＦＩＴ法）に基づく固定価格買取制度の創設以降、導入が急速に拡大している。一方で、太陽光パネルは破損や浸水した場合でも発電し得るため、感電や火災の危険性があり、また、鉛やセレン等の有害物質を含むものもあることから、土壌や水源への流出による環境汚染の危険性も指摘されている。

こうした背景を踏まえ、平成２９年（２０１７年）に国は太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査を行ったが、一部を除き、地方公共団体、事業者とも、このような危険性については十分な認識がなく、地域住民への注意喚起も行っていないことが明らかとなった。

国は改善措置として、「災害廃棄物対策指針」に損壊パネル等の撤去における留意事項等を追記し、また「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に災害時における取扱いの章を追加した上で、都道府県や市町村等に周知を行ったが、令和６年（２０２４年）に発生した能登半島地震では、所有者が破損した太陽光パネルの危険性を認識していなかった事例があり、改善措置の効果は十分とは言えない。

このような周知不足の状況が続けば、今後起こり得る災害時ににおいて、国民の生命を守ることはできず、国民全体への周知が急務となっている。

よって、本市議会は政府に対し、破損した太陽光パネルによる感電、火災、有害物質の危険性と対処方法について、国民に十分な周知を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年６月２８日

吹 田 市 議 会

【送付先】
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣